## 請求内容の特定



個人情報開示請求書の 提出(開示請求手数料 の納付)



原 則 3

0

日以内

開示請求の受付

開示請求書の補正

開示等の決定

- ■個人情報ファイル簿や窓口での問い合わせ等に より、開示請求する内容を特定してください。
- ■個人情報開示請求書に必要事項を記入し、開示 請求手数料(1件300円)を添えて、窓口に提 出してください。また、開示請求手数料を指定銀 行口座振込により納付することもできます。(振込 手数料は、開示請求者の負担となります。)
- ■本人確認を行うため、直接来学の場合には、運転免許証等の提示を、郵送の場合には、運転免許証等の写し及び住民票の写し(30日以内に作成されたもの)を提出してください。

■開示請求書の記載内容に不備等があった場合には、本学が開示請求者に開示請求書の補正を求めます。(補正を行っている期間は開示決定等までの期間の30日には含まれません。)



開示決定通知書等の受 領

0 日以内

3

保有個人情報の開示の 実施方法等申出書の提 出

- ■開示決定等に不服がある場合は、決定があった ことを知った日から3か月以内に、本学に対し て審査請求を行うことができます。
- ■開示決定に基づき保有個人情報の開示を受ける場合は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出することにより、開示の実施が受けられます。



30日以

保有個人情報の開示の 実施

訂正・利用停止の請求

- ■窓口で閲覧又は写しの交付等により開示が実施 されます。写しの送付による開示の実施を希望 される場合は、別途、送料が必要になります。
- ■開示された内容が「事実でない」「取得、利用、 提供が不適法だ」等と思われるときは、内容の 訂正等を請求できます。